

## 参考資料

- ・ 成年後見制度の概要
- ・ 成年後見制度利用の流れ
- ・ 申立てに必要なもの
- ・ 成年後見人等の職務
- ・ 成年後見人等の報酬額
- ・ 意思決定支援
- ・ 別府市成年後見制度利用促進審議会委員名簿
- ・ 令和3年度別府市成年後見制度利用促進審議会経過
- ・ 別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例
- ・ 別府市成年後見制度利用促進審議会規則

## 成年後見制度の概要

### (1) 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度です。自分で不動産や預貯金などの財産管理、ヘルパーや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分にとって不利益な契約であっても、判断することができずに契約を結んでしまい、悪徳商法や詐欺などの被害に遭う恐れもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

### (2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度	すでに、判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度
任意後見制度	今は元気だが、将来、判断能力が不十分になった時に備えておくための制度

#### ① 法定後見制度

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないで行った、不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

#### ② 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。そうすることで本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約等を行うことによって本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

	後見	保佐	補助
判断能力	欠く	著しく不十分	不十分
日常的な買い物	一人でできない	一人でできる	
不動産の売買 金銭の貸し借り 高額の買い物		支払い可能かの判断が つかない	一人でできるかもしれないが、念のため援助してもらったほうが良い
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
支援を受ける人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
成年後見人等の同意が必要な行為		民法第 13 条第 1 項の 所定の行為と申立ての 範囲内で家庭裁判所が 審判で定める特定の法 律行為	申立ての範囲内で家庭 裁判所が審判で定める 特定の法律行為（民法 第 13 条第 1 項の所定 の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為 以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全般的な 法律行為	申立ての範囲内で家庭 裁判所が審判で定める 特定の法律行為	同左

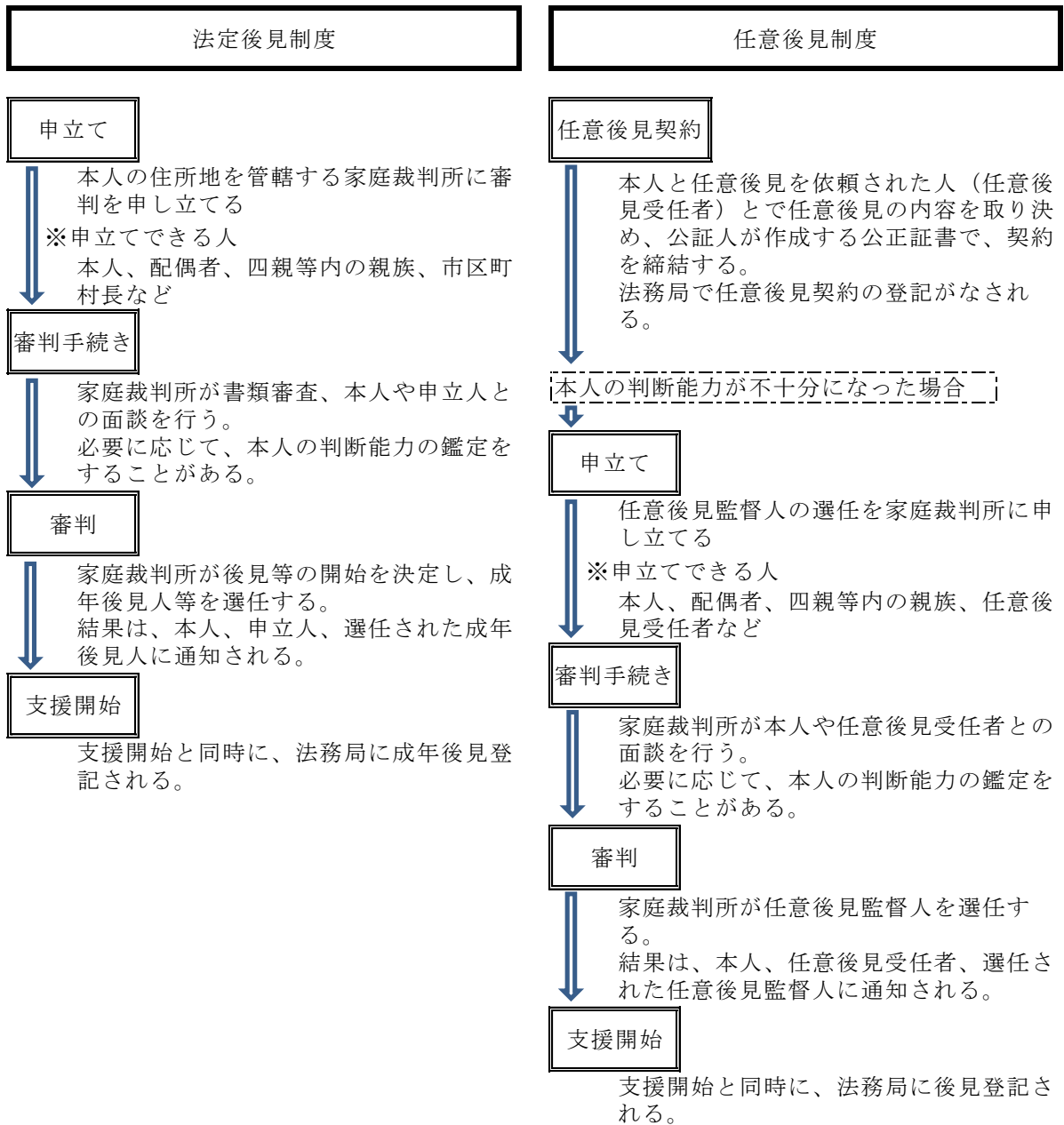
※本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合は本人の同意が必要になります。

※日用品の購入などの日常生活に関する行為は取消しできません。

※民法第 13 条第 1 項の行為

- ・借金の元本の返済を受けたり、預貯金の払い戻しを受けたりすること。
- ・金銭を借り入れたり、保証人になること
- ・不動産等の重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ・民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ・贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
- ・相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ・贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ・新築・改築・増築や大修理をすること。
- ・一定の期間を超える賃貸借契約をすること。
- ・上記の行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）の法定代理人としてすること。

## 成年後見制度利用の流れ



## 申立てに必要なもの

申立書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立書</li> <li>・ 申立事情説明書</li> <li>・ 本人の財産目録</li> <li>・ 収支状況報告書</li> <li>・ 後見人等候補者事情説明書</li> </ul>
診断書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人に関する医師の診断書</li> </ul>
戸籍などの資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍記載事項全部事項証明書（申立人、本人）</li> <li>・ 申立人と本人が4親等内の親族であることを証明する戸籍</li> <li>・ 住民票又は戸籍附票（本人）</li> <li>・ 住民票又は戸籍附票（候補者）</li> <li>・ 成年後見に関する登記事項証明書（本人）</li> <li>・ 本人の財産を証明する書類 （不動産登記事項証明書、固定資産税納税通知書、固定資産税評価証明書、 預貯金通帳や保険証書の写しなど）</li> </ul>
諸費用など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立手数料 1件につき800円分の収入印紙 後見開始又は保佐開始の申立てのみ： 800円 保佐開始＋代理権付与の申立て： 1,600円 補助開始＋代理権又は同意権付与の申立て： 1,600円 補助開始＋代理権付与＋同意権付与の申立て： 2,400円</li> <li>・ 郵便切手 3,000円程度</li> <li>・ 登記手数料 2,600円分の収入印紙</li> <li>・ 鑑定費用 3～10万円程度（家庭裁判所が必要とした場合）</li> </ul>

## 成年後見人等の職務

### (1) 成年後見人等の3つの職務

#### ① 身上監護

身上監護とは「被後見人等の生活や、健康、療養などのお世話をを行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上監護に関する「法律行為（又はこれに付随する行為）」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上監護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項（診療契約・入院契約・医療費の支払、医療情報の収集や情報提供等）
- イ) 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払等）
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立等に関する事項（施設契約、施設費支払等）
- エ) 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料の支払等）

成年後見人等は、これらの事項に関して、契約の締結や契約内容の確実な履行の監視、場合によっては契約相手方に対する改善を求めることとなります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務となります。さらに、必要な場合には、生活保護の申請や介護保険における要介護認定に対する異議申立てを行うなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務となります。

#### ② 財産管理

財産管理とは、被後見人等の財産の適正な管理であり、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費（公共料金など）の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」「遺留分減殺請求」などの法律行為

また、被後見人等は、財産管理能力が十分では無いため、同人が無断で法律行為（売買契約など）を行った場合には、被後見人等にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、被後見人等の財産を散逸させないように法律行為について取消を行うこととなります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、被後見人所有の居住用不動産（被後見人が現に居住している不動産、又は将来後見人が帰住する可能性がある不動産）について、売却・賃貸・賃貸借の解除・取り壊し・抵当権の設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所の事前許可が必要となります。

### ③ 家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず家庭裁判所が指定する期間内（通常は1か月以内）に被後見人の資産や収入等の調査を行ったうえ、「後見等事務計画書」「財産目録」及び「収支状況報告書」の作成（その内容を証明する資料（預金通帳の写しなど）も添付）を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調製期間の伸長の申立て」を行い、報告期限の延長を求めることが可能です。

また、成年後見人等は、適時に（通常は1年に1回程度）、家庭裁判所へ後見等事務報告書、財産目録等を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。最後に、被後見人等が死亡した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、相続人等に財産を引き継いだ上で後見終了報告を行います。

## （2）成年後見人等ができない主な行為

### ① 事実行為

食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門職にゆだねることになります。

なお、親族が後見人の場合、その後見人が行っている場合がありますが、これはあくまでも親族の立場で行っているものであり、後見人の職務の範囲外であることは変わりありません。

### ② 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上監護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは範囲に含まれていません。

なお、親族が後見人の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、後見人の職務の範囲外であることに変わりはありません。

### ③ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療行為に関する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

### ④ 一身専属的な権利の代理行為

結婚・離婚・養子縁組・離縁等は、本人の身上に大きな影響を与える事項であるため、本人の意思のみによってなされるべきであるとされており、成年後見人等であっても権限として付与されていません。

### (3) 本人の死後の事務について

被後見人等が死亡した場合、後見等は当然に終了し、後見人等は原則その権限を喪失することになります。しかし、実務上被後見人死亡後も一定の事務（いわゆる死後事務）を行うことについて、社会通念上これを拒むことが困難なことがあります。従前、被後見人の死後事務の範囲について明確でなかったため、平成28年の民法等の一部改正により、①相続財産の保存行為、②被後見人の死体の火葬又は埋葬に関する契約等の締結などについて明文化されました（保佐人、補助人、任意後見人及び未成年後見人には、この規定の適用はありません。）。

なお、相続人が存在しない場合または法定相続人がすべての相続放棄を行った場合や、本人の財産や負債を処理する必要がある場合には、元・成年後見人等や債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続財産管理人の選任の申立てを行う必要があります。

【参考：大分県市町村申立てマニュアル平成30年7月大分県成年後見制度推進連絡会議・市町村長申立マニュアル作業部会】



## 成年後見人等の報酬額

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるとされています（民法862条）。報酬は申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律に定めがある訳ではないため、裁判官が対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護）及び成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して裁判官の裁量により各事案における適正妥当な金額を算定し審判をしています。

### （1）基本報酬

#### ① 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額1～2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円程度とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

#### ② 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

### （2）付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

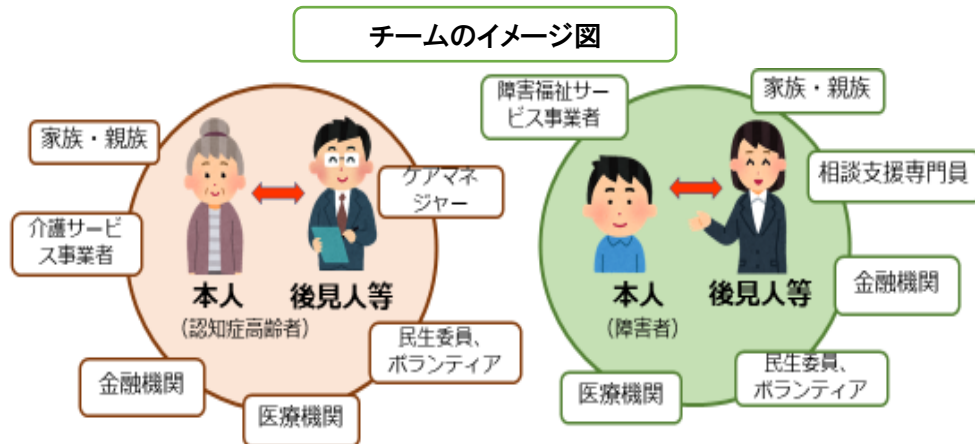
### （3）複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2及び3の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。

【参考：成年後見人等の報酬額のめやす平成25年1月1日付け東京家庭裁判所東京家庭裁判所立川支部発出】

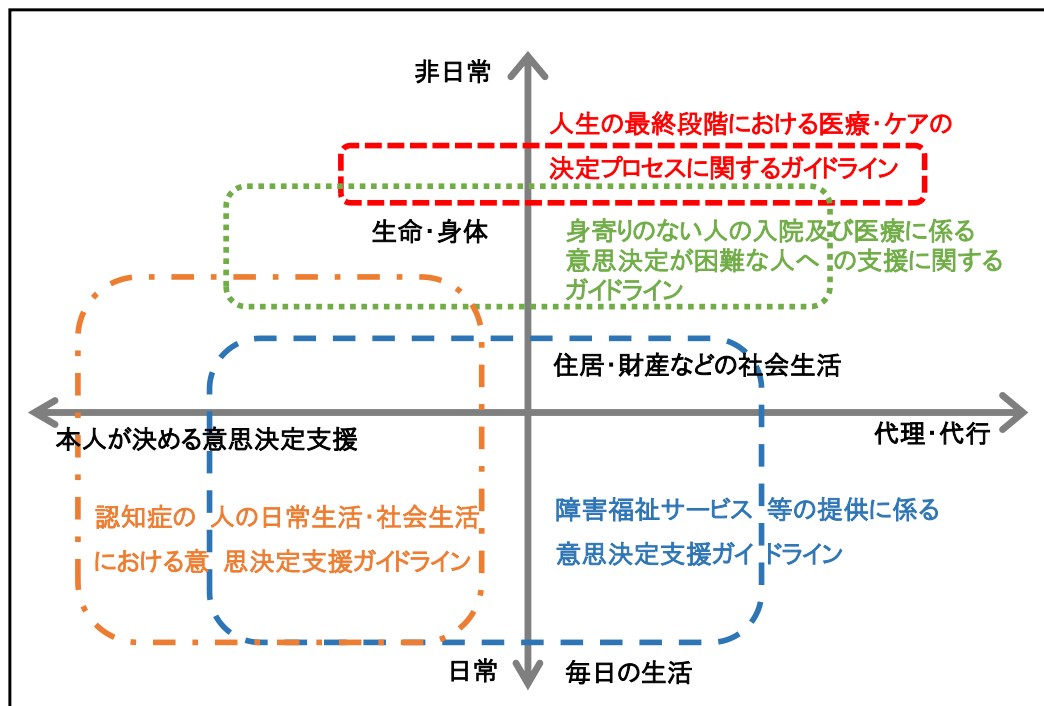
## 意思決定支援

意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定をしながら尊厳をもって暮らしていくことが重要となっています。本人の示した意思が他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重されます。意思決定にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要となります。



民法 858 条、876 条の 5 第 1 項、876 条の 10 第 1 項においても、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められています。後見人等を含め、本人が関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」ための意思決定の共通理解を深めるために「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が令和 2 年 10 月 30 日に策定されています。

その他、各場面における意思決定支援のためのガイドラインが公表されています。



【参考：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン読み方と活かし方】

## 別府市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

	団体名等	役 職	氏 名
1	別府市医師会	副会長	キンバ 義平 金馬
2	大分県弁護士会	弁護士	モミクラ 了胤 靱倉
3	大分県司法書士会	権利擁護委員会委員	カサオカ 和恵 笠岡
4	大分県社会福祉士会	ばあとなあ業務 監査委員	アオタ 和憲 青田
5	別府市朝日地域包括支援センター	管理者	タガワ 恵美子 田川
6	別府市民生委員児童委員協議会	副会長	トモナガ 瑤子 友永
7	別府大学	文学部 准教授	ヒヨリ ヤスヨ 日和 恭世
8	別府市社会福祉協議会	常務理事	カマホリ ヒデキ 釜堀 秀樹
9	相談支援事業所ぱれっと	室長補佐兼係長	ハンモト カズミ 橋本 和美
10	別府市役所市民福祉部	部長	タナベ ヒロシ 田辺 裕

## 令和3年度別府市成年後見制度利用促進審議会経過

開催日	開催場所	議事内容
第1回審議会 令和3年5月26日(水) 書面開催	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長・副会長の選任</li> <li>・ニーズ調査の経過報告</li> <li>・今後の審議日程</li> <li>・その他</li> </ul>
第2回審議会 令和3年7月27日(火) 10:30～	別府市水道局 3会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録署名委員の選出</li> <li>・別府市成年後見制度利用促進基本計画素案について</li> <li>・その他</li> </ul>
第3回審議会 令和3年9月29日(水) 13:30～	WEB開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録署名委員の選出</li> <li>・別府市成年後見制度利用促進基本計画素案について</li> <li>・その他</li> </ul>
第4回審議会 令和3年11月22日(月) 13:30～	別府市水道局 3会大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録署名委員の選出</li> <li>・パブリックコメントについて報告</li> <li>・別府市成年後見制度利用促進基本計画素案について</li> <li>・その他</li> </ul>
市長への報告及び計画の決定 令和4年3月		審議会最終原案の報告のとおり計画決定

## ○別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例

令和3年3月12日

条例第3号

### (目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務を明らかにすること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等(法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。)が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等(法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。)の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

### (市の責務)

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国や他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係者の協力)

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関(法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。)及び成年後見関連事業者(同条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。)は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (市民の理解と協力)

第5条 市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (関係機関等の相互の連携)

第6条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

### (基本計画の策定)

第7条 市長は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下

「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、別府市成年後見制度利用促進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(連携ネットワークの構築等)

第8条 市長は、成年後見制度の利用の促進に関し、市の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るためのネットワークの構築及び当該ネットワークを適切に運営していくための中核となる機関の整備をするものとする。

(成年後見制度の利用に関する支援等)

第9条 市長は、成年後見制度の利用に関する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(別府市成年後見制度利用促進審議会の設置)

第10条 市に、法第14条第2項の規定により別府市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

(4) 市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医療又は福祉の関係者

(2) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の職にある者

(3) 識見を有する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年別府市条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○別府市成年後見制度利用促進審議会規則

令和3年3月31日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市成年後見制度の利用の促進に関する条例(令和3年別府市条例第3号)第11条の規定に基づき、別府市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、審議会の会議に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第5条 審議会は、その所掌事務に係る専門的な事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第3条第1項及び前条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(補足)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(別府市役所事務分掌規則の一部改正)



- 2 別府市役所事務分掌規則(平成 17 年別府市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略